



建設廃棄物処理委託契約書

印紙・割印をお願いいたします。
※印紙代につきましては、契約約款の下部をご参考ください。

※印紙税額は裏面参照

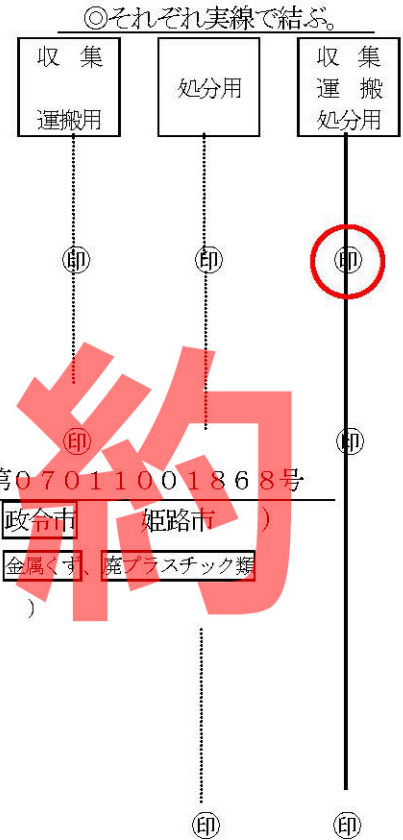
甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二社契約である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る

事業者の住所、名称、代表者名をご記入の上、
一番右の収集運搬処分用に捺印してください。

事業者 (甲) 住所 兵庫県姫路市〇〇町 123-4
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下甲という)

収集運搬会社 (乙) 住所 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来 3 0 6 7 - 1 7
名称 株式会社 姫路環境開発
代表者 代表取締役 梅崎 晃平
許可番号 (発生場所) 第 0 2 8 0 2 0 0 1 8 6 8 号 (処分場所) 第 0 7 0 1 1 0 0 1 8 6 8 号
(都道府県・政令市 兵庫県) (都道府県・政令市 姫路市)
許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、
木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ()
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他 ()
許可車両 () 台

処分会社 (丙) 住所 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来 3 0 6 7 - 1 7
名称 株式会社 姫路環境開発
代表者 代表取締役 梅崎 晃平 (以下丙という)
許可番号 第 0 7 0 2 1 0 0 1 8 6 8 号 (都道府県・政令市 姫路市)
許可区分 中間処理・最終処分
許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、
木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ()
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等・その他 ()



甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(委託内容)

- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
- 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
 - 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
 - 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
- 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
 - 甲は、建設系廃棄物マニフェスト（紙並びに電子を含む、以下同じ）により、丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
 - 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
 - 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。